

通達甲（備・備1・現1）第3号
昭和44年9月24日
存 続 期 間

各 部 長、参 事 官 殿
所 属 長

警 備 部 長
総 務 部 長

警視庁警備無線通信技能検定規程の制定について

このたび、警視庁警備無線通信技能検定規程（昭和44年9月24日訓令甲第24号。）が制定され、昭和44年10月1日から施行されることになったので、次の事項に留意して所属職員に周知徹底を図り、目的達成に努められたい。
命によって通達する。

記

制定の趣旨

警備現場における報告連絡は、警備活動の基礎的要素であって、その手段の大半はいうまでもなく無線通話であり、警備無線通話の適否は警備実施全般に大きな影響を及ぼすものである。このような観点から、規程は、無線通話による報告連絡の適正とその技能の普及向上を図るとともに、警備無線通信技能者の管理の適正を期するため制定されたものである。